

平成27年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成27年3月4日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 諸報告	5
日程第4 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
日程第5 議案第1号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第6号）	14
日程第6 議案第2号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	14
日程第7 議案第3号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）	14
日程第8 議案第4号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	14
日程第9 議案第5号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	14
日程第10 議案第6号 平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）	14
日程第11 議案第13号 宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関する条例を制定するについて	14
日程第12 議案第14号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて	14
日程第13 議案第15号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するについて	14
日程第14 議案第18号 宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについて	14
日程第15 議案第21号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	14

日程第16	議案第24号	宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	14
日程第17	議案第25号	宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	14
日程第18	議案第26号	宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	14
日程第19	議案第27号	森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	14
日程第20	議案第28号	宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するについて……………	14
日程第21	議案第29号	宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するについて……………	14
日程第22	議案第30号	指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）……………	14
日程第23	議案第31号	指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）……………	14
日程第24	議案第32号	指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）	14
日程第25	議案第33号	指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））……………	14
日程第26	議案第34号	指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）	14
日程第27	議案第35号	指定管理者の指定について（銘城台自然公園）……………	14
日程第28	議案第36号	指定管理者の指定について（銘城台児童公園）……………	14
日程第29	議案第37号	指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）	14
日程第30	議案第38号	指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）……………	14
日程第31	議案第39号	指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）……………	14
日程第32	議案第7号	平成27年度宇治田原町一般会計予算……………	25

日程第33	議案第8号	平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………25
日程第34	議案第9号	平成27年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算…25
日程第35	議案第10号	平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………25
日程第36	議案第11号	平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算…25
日程第37	議案第12号	平成27年度宇治田原町水道事業会計予算……………25
日程第38	議案第16号	府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定するについて……………25
日程第39	議案第17号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについて……………25
日程第40	議案第19号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……25
日程第41	議案第20号	宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについて……………25
日程第42	議案第22号	宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………25
日程第43	議案第23号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて……………25
日程第44	予算特別委員会の設置について……………39	

平成27年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年3月4日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第1号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第2号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第3号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第4号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第5号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第6号 平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第13号 宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関する条例を制定するについて
- 日程第12 議案第14号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第13 議案第15号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第14 議案第18号 宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第21号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第16 議案第24号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を

制定するについて

- 日程第17 議案第25号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第18 議案第26号 宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第27号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第28号 宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するについて
- 日程第21 議案第29号 宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するについて
- 日程第22 議案第30号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）
- 日程第23 議案第31号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）
- 日程第24 議案第32号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）
- 日程第25 議案第33号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））
- 日程第26 議案第34号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）
- 日程第27 議案第35号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）
- 日程第28 議案第36号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）
- 日程第29 議案第37号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）
- 日程第30 議案第38号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）
- 日程第31 議案第39号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）
- 日程第32 議案第7号 平成27年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第33 議案第8号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第34 議案第9号 平成27年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第35 議案第10号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第11号 平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第12号 平成27年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第38 議案第16号 府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定
 するについて
- 日程第39 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す
 る法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制
 定するについて
- 日程第40 議案第19号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
 条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第41 議案第20号 宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するに
 ついて
- 日程第42 議案第22号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改
 正する条例を制定するについて
- 日程第43 議案第23号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する
 について
- 日程第44 予算特別委員会の設置について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
	11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・ 財政課財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
理事兼建設・ 環境課建設課長	光嶋隆君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場浩君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
健康長寿課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	青山公紀君
産業振興課長	木原浩一君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

なお、新聞各社によります写真撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、内田文夫君と10番、上林昌三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月27日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月27日までの24日間に決定しました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理いたしました陳情書1件は、配付のとおりでございます。各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようお願いいたします。

これで諸報告を終わります。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

3月議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

殊のほか厳しかった寒さがようやく和らぎ、春の息吹を感じる季節となってまいりました。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと心からお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、平成27年第1回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集を賜りまして、ここに開会できますことを心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年度予算をはじめ、諸議案をご提案申し上げます前に、町政運営に臨みます私の所信の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

早いもので、私が宇治田原町第16代町長に就任させていただいて以来2年が経過し、今任期の折り返しを迎えることとなりました。私にとりまして、この間は無我夢中の毎日でしたが、今日に至りますまで町政を無事に進めてこられましたのも、議員の皆様並びに住民の皆様の温かいご理解とご支援をいただいたたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

この間を振り返りますと、我が国が長期にわたる景気低迷と本格的な人口減少社会を迎え、また、全国各地はもとより本町におきましても台風被害などの自然災害が多発する中、私はこの困難な時代を歩んでいく本町の進むべき方向性を見出し、将来に明るい展望の持てる活力と魅力ある宇治田原町づくりに心血を注いでまいりました。

私は常に、「百万一心」という言葉を使わせていただいておりますが、これは、「みんなが力を合わせれば何事もなし得る」という意味であり、みずからのまちはみずからの手でという真の地方自治と住民自治を実現するためには、地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合って、町内外の方から「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりの推進に努めているところでございます。

この信念は今後も不変であり、私の選挙公約である「未来に希望と責任」、「暮らしに安心安全」、「行政に信頼と真心」という3つのまちづくりの基本的な視点に立ちまして、引き続き山田京都府政と協調を深める中、町政の運営に全力で臨んでまいり所存ですので、議員の皆様方の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今、日本経済は、安倍内閣の経済財政対策により、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気低迷からようやく脱却しつつあり、消費税率が昨年4月に8%に引き上げられたこ

となどから弱さが当面残るものの、緩やかな景気回復基調にあると認識いたしております。今後は、この効果を全国の隅々にまで広げ、国民一人一人が景気回復を実感できるような経済の好循環が実現されることが期待されるところです。

一方、昨年5月には、民間の有識者らでつくる日本創成会議が、2040年までに全市町村の約半数にあたる896の市町村で20代から30代の女性が5割以上減少し、将来的には消滅する可能性があるとの人口推計を発表したことは、全国の自治体関係者や住民に大きなショックを与えました。

こうしたことを受けて、政府は昨年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを実現するため、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。

この中では、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全国、特に地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正するため、地方での雇用創出、新しい人の流れ、出産や子育てしやすい環境づくりなどを掲げています。あわせて、地方創生を国と地方が一体となり中長期的視野に立って取り組むため、自治体に対して具体的な施策を取りまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請しているところであり、平成27年度からは、全国の自治体において地方創生に向けた取り組みが一齐に動き出すこととなります。

本町といたしましても、こうした国の流れを注視しつつ、本町の地域の特色や地域資源を生かした地方創生にしっかりと取り組んでまいります。

また、折しも本年は現第4次まちづくり総合計画基本計画期間の最終年でありますことから、その総仕上げに努めますとともに、平成26年度より進めております第5次まちづくり総合計画の策定を通じて、まちづくりの新たな課題の抽出と目指すべき方向性を明確にし、さらなるまちづくり発展と住民福祉の向上を目指した諸施策を推進してまいります。

次に、本町の財政状況につきましてでございますが、平成25年度決算におきましては、国の交付金を活用したハード整備事業や災害復旧事業の実施により、歳入歳出規模が増大した結果、実質収支は黒字となりましたが、基金の取り崩し等により、実質単年度収支は赤字となったところでございます。

このように、本町の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、この克服のためには、事業の重点化と効率化、職員の意識改革と政策形成能力の向上が不可欠となっております。

こうしたことから、第5次行政改革大綱及び同実施計画に基づき、引き続き行財政改革に努める中、施策の実施に当たっては、将来的な負担も考慮した上で、十分な精査・検討を加えるなど、健全な財政運営を維持できるよう最大限の努力をしております。

このような基本的な考え方に立ち、平成27年度の予算編成に当たっては、本町の今後の発展の基盤となる道路交通網や新庁舎の整備をはじめ、まちの特色を生かした産業・観光振興、暮らしの安心安全、教育の充実、健康・福祉サービスの充実を図るとともに、国による消費喚起や先ほど申しあげました地方創生対策に的確に対応し、地元消費の拡大、地域経済活性化施策を中心とした平成26年度3月補正予算とあわせて、切れ目のない施策の展開を図るため「13カ月予算」として、国政や経済の動きにも機敏に対応した積極型の予算を編成したところでございます。

それでは、平成26年度3月補正予算と合わせました平成27年度の主要な施策について、予算編成の基本方針に掲げる6つの重点施策に沿ってご説明させていただきます。

まず、成長基盤を築く道路交通網の整備促進についてであります。

宇治田原山手線建設は、国道307号の渋滞緩和や災害時等におけるバイパス機能のみならず、まちづくりの誘導軸として、その整備促進は本町の最重要課題の一つです。

昨年2月の都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議設立以降、京都府へは既に二度にわたる要望活動を実践していただくなど、その取り組みは大変心強く、感謝申し上げる次第であります。今後も官民一体となった整備促進を図ってまいりたいと考えております。

当該路線における国道307号以北の1.2kmにつきましては、早期の道路供用と財政的負担の軽減を図る観点から、引き続きネクソ西日本が進める新名神高速道路建設用道路工事と協調しながら、用地買収等の具体的な事業を進めてまいります。

一方、生活道路の整備につきましても、町道郷之口鷲峰山線や禅定寺地内5の4号線の拡幅工事をはじめ、住民生活の利便性、安全性、快適性を確保する視点で積極的に取り組んでまいります。

次に、まちの特色を活かした産業・観光振興についてであります。

日本緑茶発祥の地として、お茶をはじめとする農林業の活性化を図るほか、まちの魅力を生かした観光資源の創出、景気回復の時流を捉えた商工振興施策を推し進めてまいります。

本町の豊かな自然と親しむことができるレクリエーション活動の場、自然との触れ合

いの場として内外から年間約1万人の方々に利用していただいております末山・くつわ池自然公園については、利用客へのサービス向上のための整備を計画的に進めてまいります。

また、将来の宇治田原町の農業を担う認定農業者を支援するため、JAや京都府農業改良普及センター等の関係機関との連携を図りながら、認定農業者の経営指導をはじめ、農業経営基盤強化資金の利子助成等の支援を図ってまいりますほか、長期的かつ明確な経営ビジョンを持って新たに農業に取り組まれる方に対して、国の青年就農給付金を活用し、経営が安定するまでのリスクを軽減するためのサポートを行ってまいります。

平成26年度より2カ年事業として策定作業に着手しております観光振興計画につきましては、地域産業の活性化や住民の皆様が地域への誇りと愛着の醸成を図られるような「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりにつながる計画となるよう、その取りまとめを行ってまいります。

商工業対策といたしましては、町内で事業を営む中小企業者や小規模事業者が地域資源を生かした新商品、新サービスの開発を行う経費の一部を助成し、自立的・持続的な成長を後押しするとともに、省エネ対策や販売促進、店舗のバリアフリー化といった経営改善に資する取り組みに対しても支援を行ってまいります。

さらには、町内の消費拡大と商工業者の活性化のため、国による地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金により、町商工会によるプレミアムつき商品券の発行に必要な経費を補助し、町内での消費を喚起するとともに、20%のプレミアム分を上乗せすることで、同時に生活の支援も行ってまいります。

次に、くらしの安心・安全確保についてであります。

平成23年に発生した東日本大震災や昨年8月に広島市を襲った豪雨による土砂災害がもたらした甚大な被害は、今なお記憶に新しいものであり、本町においても、一昨年の台風18号に伴う大雨により、道路、河川、農地に大きな被害をもたらし、改めて安心・安全なまちづくりや地域の結びつきの重要性を私たちに問うものとなりました。

こうした災害を教訓として、災害対策基本法の改正にあわせて、本町の地域防災計画の改定を行うとともに、防災マップに関しましても、地域防災計画と一体的に作業を行い、従来の全体マップから各地区のマップへの改定を進めてまいります。

また、土砂災害が発生した場合において、林地内に放置された伐倒木等が流れ出すことによる人家等への被害拡大が懸念されていることから、これら危険な伐倒木等の滑落や流出防止対策等を施す事業に対し、支援を実施してまいります。

本町の安心・安全の重要な担い手であります消防団の活動につきましては、消防団支援隊の活動を継続的に支援するとともに、風水害をはじめとするあらゆる自然災害への対応を想定し、消防団車両等更新計画に沿って、多機能型消防車両及び小型ポンプとともに、救助・救急のための資機材を整備し、消防力の充実・強化を図ってまいります。

さらには、消防団員の装備についても、国が定める消防団員服制基準並びに消防団の装備の基準に照らして、オレンジ色の配色を施し、視認性を向上させた新デザインの活動服に更新するとともに、新たに安全靴の整備を行い、活動時の安全確保の観点から団員の装備充実を進めてまいります。

住民の皆様のご生活には、将来にわたり安心・安全な飲料水の安定的な確保が不可欠でありますことから、これまでの調査結果を踏まえ、新たな水源を確保するため、郷之口川東において取水井の築造工事に取り組んでまいります。

また、行政需要の増大や業務の多様化への対応を図るとともに、1万住民の生命と財産を守るための危機管理機能を備えた災害対策活動拠点となります新しい役場庁舎の建設に向けて、平成26年度より引き続き基本計画を策定してまいります。

次に、未来を担う子どもたちの健全育成についてであります。

人材育成こそが未来への最大の投資である観点から、学力充実はもとより、心豊かな子どもを育む教育環境の充実を図ってまいります。

まず、本町の歴史や文化を掲載した社会科副読本「わたしたちの宇治田原町」を作成し、子どもたちが「日本緑茶発祥の地」である、ふるさと宇治田原の歴史や文化の知識を深める学習教材として活用することで、子どもたちの郷土愛の醸成を図ってまいります。

また、小学校の児童や中学校の生徒が、楽しく安定した生活を送れるようにするため、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、「QU」を行い、その調査結果をもとに、いじめや不登校などの把握や予防につなげてまいります。

さらに、本町の行事や記念日等を「うじたわらの日」として、宇治田原産食材を中心とした学校給食の提供を行い、本町の食文化や農業をはじめとする地域の産業への理解、農作物をつくってくれる人たちへの感謝の心を育ててまいります。

私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料の無償化を行うとともに、町内の私立幼稚園に通園する幼児に対する補助金をさらに拡充することで、町内幼稚園への進学という選択への動機づけを行い、幼児期の保育・教育環境の充実を図ってまいります。

高校生通学費補助につきましては、補助額の拡充により、保護者の経済的負担をさらに軽減し、子どもが安心して教育を受けることができるよう就学家庭を支援してまいります。

子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて、放課後児童健全育成事業の対象児童を小学校6年生まで拡充し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、遊びと生活の場を提供することで、健全な育成を図ってまいります。

次に、幸せを実感できる健康・福祉サービスの充実についてであります。

平成26年度において策定いたします子ども・子育て支援事業計画、高齢者介護・福祉計画、障がい福祉計画に基づき、子ども、子育て世帯、お年寄り、障がいのある方など、町に住む全ての人が健康で生きがいを持って安心して生活できるよう健康・福祉サービスの充実を図ってまいります。

まず、児童遊園の管理や整備につきましては、これまで区・自治会に対して費用の一部を支援してまいりましたが、町全体の公園のあり方を検討しつつ、今後は町が直接管理や整備を行うことで、安心・安全な児童公園の計画的な整備を進めてまいります。

また、本町の保育所に在籍する児童の保護者の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを推し進めるため、保育料について、第3子以降の無料化の対象範囲を18歳未満までに拡充するとともに、さらに町独自制度として、多子家庭における第1子、第2子への保育料の軽減を新たに実施してまいります。

さらに、本町の保育所においてクラス担任の正職員に加え、新たにクラス専任の月額制臨時雇用保育士を採用し、副担任として配置を進めることで、さらなる保育の質の向上と責任ある保育体制の確立を図ってまいります。

明るく家庭的な雰囲気地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことができる地域密着型介護老人福祉施設の整備について、本年度は運営委員会を設け、介護報酬の決定や事業者の指定等に取り組むなど、平成29年度のサービス提供開始に向けた整備を推進してまいります。

また、徘徊のおそれがある高齢者の方々を地域全体で支えるため、住民をはじめ町内事業者など幅広い方々に参加いただき、徘徊と思われる事案が発生した際に早期発見、迅速な安全確保につなげられる見守りのネットワークを構築してまいります。

障がいのある方々が住みなれた地域社会で自立した生活が送れるよう、引き続きコミュニケーション支援、移動支援などの地域生活支援事業を実施してまいります。

保健・予防の面からは、国保の被保険者を対象に、「改善勧奨から予防勧奨へ」をス

ローガンに掲げ、健診時点では特段の異常の所見がない方に対し、重症化しない知識、罹患しない知識の習得を目指し、健康に対する正しい知識や意識の啓発を行ってまいります。

次に、未来の希望を拓くまちづくりの推進についてであります。

未来を担う世代に責任を持ってまちを引き継ぐため、インフラ整備の推進や再生可能エネルギーの利用促進など、まちの将来像を見据えた施策を推進してまいります。

まず、資源循環型社会の形成に向け、小型電子機器等に含まれる希少金属のリサイクルを推進するため、公共施設等に回収拠点を設け、小型電子機器の回収を行ってまいります。

公共施設及びインフラの老朽化問題が全国的に顕在化する中、本町におきましても、将来の財政負担の軽減、平準化を図るため、全ての公共施設、インフラの現状を把握し、長期的な視点で今後の施設管理のあり方を示した公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

また、快適で衛生的な生活環境を創造し、本町の豊かな自然環境を保全するため、引き続き効率的かつ効果的な公共下水道の管渠整備を推し進めるとともに、処理水量の増加に対応するため、処理場処理施設の増設事業にも計画的に取り組んでまいります。

近年、全国的な問題となっております空き家の対策につきまして、まずは町内全域において空き家の実態調査を行い、その結果のデータベース化を図り、今後の空き家の利活用や防災対策等の基礎資料としてまいります。

未婚化・晩婚化は、少子化の要因の一つであることから、結婚を希望される方の出会いを応援するため、商工会等が主催する男女の出会いの場の提供に対して支援してまいります。

以上、平成27年度の町政運営に臨みます私の所信の一端と主要施策の概要につきまして、特に重点施策と新規施策を中心に申し述べさせていただきました。

これらの諸施策・諸事業を推進するためには、行政の力で完遂することはできず、議員各位をはじめ、住民の皆様方、本町にかかわる全ての方々のご協力が不可欠であると考えており、私はその先頭に立って誠心誠意努力してまいり所存でありますので、どうか今後の本町まちづくりの推進になお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

なお、本日提案させていただきます議案は、平成27年度一般会計当初予算案をはじめとする予算関係12件、条例関係17件、一般議案10件、人事関係1件の合わせて

40件でございます。それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかご審議をいただきまして、ご可決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（田中 修） 日程第4、議案第40号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第40号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第40号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現人権擁護委員の高田美智子氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、法務大臣に対して同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めます。

高田氏におかれては、平成24年7月から現在に至るまで、人権擁護委員として、また女性問題懇談会委員、要保護児童対策地域協議会委員としてもご活躍された経験によって培われた手腕を發揮し、人権問題に深い理解と認識のもと積極的に取り組んでいただいております。人格が高潔にて地域の実情にも明るく、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として最適者であることから、候補として引き続き推薦させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

直ちに全員協議会を開催いたしますので、ただいま議題となっております議案第40号の議案書をご持参の上、委員会室にご参集をお願い申し上げます。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時48分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議題となっております議案第40号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決しました。

◎議案第1号～議案第6号、議案第13号～議案第15号、議案第18号、議案第21号、議案第24号～議案第39号の一括上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第5から日程第31まで、議案第1号から議案第6号、議案第13号から議案第15号、議案第18号及び議案第21号並びに議案第24号から議案第39号までの27議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第1号から第6号まで、議案第13号から第15号、議案第18号、議案第21号並びに議案第24号から第39号までの27議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第6号）につきましては、地域における消費喚起対策や、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定及びこれに先行して行う事業等に対して交付される国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した諸事業に要する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は1,213万7,000円を減額し、補正後の予算総額を43億1,281万4,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

町税では、町民税2,158万3,000円、固定資産税688万円を追加するなど、合計で2,738万8,000円を追加しております。

地方譲与税では、210万円を減額しております。

地方消費税交付金では、118万3,000円を減額しています。

ゴルフ場利用税交付金では、150万円を減額しております。

地方交付税では、普通交付税135万4,000円を追加しております。

使用料及び手数料では、診療所使用料120万円の減額など、合計で290万2,000円を減額しております。

国庫支出金では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金3,402万1,000円などを追加するとともに、障がい者自立支援給付費等負担金474万3,000円、公共土木施設災害復旧費負担金636万9,000円、臨時福祉給付金

給付事業費補助金612万4,000円、防災・安全交付金1,573万円などを減額し、合計で213万9,000円を減額しております。

府支出金では、国保事業保険基盤安定負担金495万5,000円、重度訪問介護利用促進事業費補助金600万円などを追加するとともに、障がい者自立支援給付費等負担金294万8,000円、被災者住宅等再建支援事業補助金343万4,000円、老人医療臨時特例助成事業費補助金305万6,000円などを減額し、合計で83万2,000円を減額しております。

財産収入では、町有地売払収入532万2,000円、町有林樹木伐採売払収入55万円などを追加し、合計で551万7,000円を追加しています。

寄附金では、公共施設整備寄附金614万4,000円を追加するなど、合計で631万3,000円を追加しております。

繰入金では、公共施設整備基金繰入金698万6,000円、地域づくり振興基金繰入金1,600万円を減額し、合計で2,298万6,000円を減額しております。

諸収入では、京都府後期高齢者医療広域連合分賦金返還金638万3,000円などを追加するとともに、退職消防団員報償金341万3,000円などを減額し、合計で562万2,000円を追加しております。

町債では、道路橋りょう改良舗装事業債1,700万円、公共土木施設災害復旧事業債430万円を減額するなど、合計で2,340万円を減額しております。

次に、歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

総務費では、公共施設整備基金積立1,201万6,000円、庁舎建設基金積立5,000万円、国の交付金を活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費770万円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、IT化推進事業費196万1,000円、被災者住宅等再建支援事業費515万2,000円などを減額し、合計で5,271万1,000円を追加しております。

民生費では、国の交付金を活用し、保育所運営充実事業費700万円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、障がい者自立支援給付等事業費1,088万9,000円、臨時福祉給付金事業費621万4,000円、介護保険特別会計繰出金603万円、児童手当支給事業費487万7,000円などを減額し、合計で1,824万4,000円を減額しております。

衛生費では、決算見込みに伴う補正として、各種がん検診事業費168万6,000円、ハッピー・マタニティ支援事業費164万8,000円などを減額し、

合計で941万7,000円を減額しております。

労働費では、国の交付金を活用し、町内雇用促進助成事業費200万円を追加しております。

農林水産業費では、決算見込みに伴う補正として、農地等災害復旧資材購入費補助金150万円、有害鳥獣対策事業費157万7,000円などを減額し、合計で578万3,000円を減額しております。

商工費では、国の交付金を活用し、プレミアム商品券発行事業費1,350万円、地域ブランド育成等応援事業費600万円、婚活支援事業費30万円などを追加し、合計で2,020万3,000円を追加しております。

土木費では、国の交付金を活用し、空き家実態調査事業費400万円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、河川改修事業費1,688万2,000円、公共下水道事業特別会計繰出金499万9,000円などを減額し、合計で1,924万2,000円を減額しております。

消防費では、国の交付金を活用し、消防団員装備拡充事業費1,000万円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、消防事務委託費696万円、団員報酬等及び支部活動補助金384万2,000円などを減額し、合計で112万8,000円を減額しております。

教育費では、決算見込みに伴う補正として、小学校費就学援助・奨励事業費65万円、総合文化センター施設維持管理費75万2,000円などを減額し、合計で340万円を減額しております。

災害復旧費では、決算見込みに伴う補正として、農地農業用施設災害復旧費400万円、林業施設災害復旧費200万円、公共土木施設災害復旧費526万6,000円を減額し、合計で1,126万6,000円を減額しております。

公債費では、決算見込みに伴う補正として、長期債元金償還金98万3,000円を追加するとともに、長期債利子償還金1,843万4,000円などを減額し、合計で1,857万1,000円を減額しております。

次に、「第2表 繰越明許費補正」につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費をはじめ、プレミアム商品券発行事業費等につきましては、国の経済対策に基づく地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に対応するものであることから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

主要町道新設改良事業費、宇治田原山手線整備事業費、公共土木施設災害復旧費及び

平成25年発生農地農業用施設災害復旧費につきましては、本年度内の事業完了が困難であることから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、「第3表 債務負担行為補正」につきましては、第5次まちづくり総合計画策定事業について、事業費の変更により、既定の限度額を減額するものでございます。

次に、「第4表 地方債補正」につきましては、道路橋りょう改良舗装事業債及び災害復旧事業債などについて、工事完了に伴う事業費確定等により、起債対象額が減額したため、既定の限度額を減額するものでございます。

続きまして、議案第2号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましては、補助金並びに拠出金等の確定及び執行済事業等に係る予算額の精査を行った結果、305万1,000円を追加し、補正後の予算総額を11億6,061万7,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金24万7,000円、療養給付費等交付金994万4,000円、繰入金558万3,000円、諸収入21万円を追加するとともに、府支出金23万円、共同事業交付金1,270万3,000円を減額し、歳出では、総務費22万3,000円、保険給付費614万2,000円を追加するとともに、共同事業拠出金36万7,000円、保健事業費294万7,000円を減額しております。

続きまして、議案第3号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い補正を行うものでございます。

まず、保険事業勘定では、補正額は1,665万3,000円を減額し、補正後の予算総額を7億1,953万1,000円とするものでございます。

歳入では、保険料749万5,000円を追加し、国庫支出金851万円、支払基金交付金842万5,000円、府支出金116万7,000円、繰入金603万円などを減額しております。

歳出では、総務費168万3,000円、保険給付費1,238万7,000円、地域支援事業費19万2,000円、基金積立金224万6,000円、公債費14万5,000円を減額しております。

次に、介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い、補正額は135万6,000円の追加となり、補正後の予算総額を467万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第4号、平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計

補正予算（第2号）につきましては、各種事業の決算見込みに伴い補正するもので、補正額は347万7,000円を減額し、補正後の予算総額を5,511万7,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入では、府支出金29万円、繰越金63万3,000円を追加するとともに、分担金及び負担金16万円、繰入金83万9,000円、町債340万円などを減額しております。

歳出では、維持管理費49万2,000円、事業費283万1,000円、公債費15万4,000円を減額しております。

次に、「第2表 地方債補正」につきましては、簡易水道事業債について、起債対象額が減額したため、既定の限度額を減額するものでございます。

続きまして、議案第5号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、各種事業の決算見込みに伴い補正するもので、補正額は2,035万8,000円を減額し、補正後の予算総額を6億8,791万2,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入では、分担金及び負担金280万7,000円、繰越金288万3,000円を追加するとともに、使用料及び手数料92万1,000円、国庫支出金485万円、繰入金499万9,000円、諸収入1,247万8,000円、町債280万円を減額し、歳出では、総務費160万8,000円、公共下水道事業費1,260万円、浄化槽整備推進事業費382万2,000円、公債費232万8,000円をそれぞれ減額しています。

次に、「第2表 繰越明許費」につきましては、公共下水道管渠整備、処理場整備に係る事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」につきましては、公共下水道事業債などについて、起債対象額に変更が生じたため、既定の限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第6号、平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、決算見込みに伴い補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で100万9,000円を追加し、補正後の予算総額を2億6,571万6,000円に、水道事業費用で571万4,000円を減額し、補正後の予算額を2億4,902万6,000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業収益で給水収益700万円を減額し、営業外収益で消費税還

付金778万3,000円などを追加するとともに、受取利息10万2,000円を減額しております。

水道事業費用では、営業費用で資産減耗費326万2,000円を追加するとともに、原水及び浄水費207万6,000円、配水及び給水費63万4,000円、総係費91万9,000円、減価償却費519万4,000円を減額しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で350万6,000円を減額し、補正後の予算総額を5,883万8,000円に、資本的支出では3,022万6,000円を減額し、補正後の予算総額を2億2,368万5,000円とするものでございます。

資本的収入では、他会計繰入金で簡易水道事業特別会計繰入金29万円を追加するとともに、分担金309万円などを減額しています。

資本的支出では、建設改良費で配水設備改良費250万円、拡張事業費2,772万6,000円を減額しております。

続きまして、議案第13号、宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関する条例を制定するにつきましては、地域の交通安全、防犯関係者が立ち寄るなど、本町の交通対策・防犯対策の推進を目的に旧田原交番跡地に整備しております地域みまもりステーションを設置するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第14号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するにつきましては、地方分権一括法の施行により、介護保険法及び省令が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準に準じて、本条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、事業所が配置すべき人員の内訳や運営などに関する基準について定めるものでございます。

続きまして、議案第15号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するにつきましては、地方分権一括法の施行により、介護保険法及び省令が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準に準じて、本条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、地域包括支援センターの人員の基準や、暴力団排除について定めるものでございます。

続きまして、議案第18号、宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政処分等に関する手続きについて国民の権利利益の保護の充実を図るため、昨年6月に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、法改正により新たに加えられた行政指導の根拠等の提示義務、行政指導の中止等の求め、処分等の求めなどの手続を本条例に規定するものがございます。

続きまして、議案第21号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものがございます。

改正内容は、平成27年4月1日から自己負担割合が見直されること及び平成27年8月1日から世帯類型、所得制限が見直されることに伴い、本条例の改正を行うものがございます。

続きまして、議案第24号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方分権一括法の施行により、当該条例のよりどころとなる厚生労働省令「指定地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準」が改正され、一部サービスの名称変更や利用定員などの基準、暴力団排除について、所要の改正を行うものがございます。

続きまして、議案第25号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方分権一括法及び当該条例のよりどころとなる厚生労働省令「指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正により、一部サービスの名称や定員の変更、暴力団の排除など、所要の改正を行うものがございます。

続きまして、議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方分権一括法により、介護保険法及び省令の改正が行われたことに伴い、今まで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を町で定めることとなったため、それまでの基準に準じて本条例を改正するものがございます。

主な改正内容といたしましては、条例の名称を宇治田原町指定地域密着型サービス事業者等の指定基準に関する条例と改正し、町独自基準として暴力団排除について定めるものでございます。

引き続きまして、議案第27号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、森林総合利用施設「末山及びくつわ池自然公園」は、長年入園料や駐車料を据え置いてまいりましたが、昨今の物価の上昇や消費税の増税、老朽化施設の補修等により管理経費が年々増加しております。

宇治田原町随一のレクリエーション施設として、今後とも利用者に対するサービス向上と安心・安全な自然とのふれあい空間の提供を行ってまいりるためにも、施設利用者の皆様に応分の費用負担をお願いしたいと考え、一部利用料金の上限の額について増額するため、本条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第28号、宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するにつきましては、これまで児童福祉法の規定に基づき、保育の実施措置に関し必要な事項を定めてきたところですが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、本条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第29号、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するにつきましては、平成27年度から奥山田地区簡易水道事業を水道事業に統合いたしますことから、奥山田地区簡易水道事業に関連する宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計条例、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業分担金徴収条例、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業給水条例、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の5つの条例を廃止するものでございます。

経過措置として、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計条例に係る平成26年度の歳入歳出の出納及び決算につきましては、なお従前の例によるものとし、当該特別会計の決算に剰余金が生じる場合は、宇治田原町水道事業会計の歳入に繰り入れるものとしております。

また、この条例の施行の際、現に宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計に属する権利及び義務については、宇治田原町水道事業会計が承継するものでございます。

続きまして、議案第30号から議案第39号までの10議案につきまして、ご説明申し上げます。

この10議案につきましては、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘など10施設

についての指定期間が平成27年3月31日に満了することに伴い、引き続きこれら10施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これらの施設については、全て地域に密着した施設であり、これまでから指定管理者である公共的団体により適切に管理運営が行われてきたところであり、今後とも円滑な管理運営が期待できることから、引き続きこれらの団体を指定管理者として指定しようとするものでございます。

議案第30号では、宇治田原町奥山田ふれあい交流館は奥山田区、議案第31号では、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘は社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会、議案第32号では、宇治田原町林業センターは宇治田原町森林組合、議案第33号では、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）は郷之口生産森林組合、議案第34号では、宇治田原町商工センターは宇治田原町商工会、議案第35号及び議案第36号では、銘城台地区の2公園について銘城台自治会を指定し、議案第37号から議案第39号までは、緑苑坂地区の3公園について緑苑坂自治会を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、いずれの施設におきましても平成27年4月1日から平成30年3月31日までとしております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第1号に対する質疑を終わります。

議案第2号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第2号に対する質疑を終わります。

議案第3号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第3号に対する質疑を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第4号に対する質疑を終わります。

議案第5号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第5号に対する質疑を終わります。

議案第6号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第6号に対する質疑を終わります。

議案第13号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第13号に対する質疑を終わります。

議案第14号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第14号に対する質疑を終わります。

議案第15号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第15号に対する質疑を終わります。

議案第18号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第18号に対する質疑を終わります。

議案第21号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第21号に対する質疑を終わります。

議案第24号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第24号に対する質疑を終わります。

議案第25号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第25号に対する質疑を終わります。

議案第26号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（田中 修） 議案第26号に対する質疑を終わります。
議案第27号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第27号に対する質疑を終わります。
議案第28号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第28号に対する質疑を終わります。
議案第29号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第29号に対する質疑を終わります。
議案第30号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第30号に対する質疑を終わります。
議案第31号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第31号に対する質疑を終わります。
議案第32号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第32号に対する質疑を終わります。
議案第33号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第33号に対する質疑を終わります。
議案第34号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第34号に対する質疑を終わります。
議案第35号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第35号に対する質疑を終わります。
議案第36号に対する質疑を行います。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中 修） 議案第36号に対する質疑を終わります。

議案第37号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第37号に対する質疑を終わります。

議案第38号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第38号に対する質疑を終わります。

議案第39号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第39号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号、議案第18号、議案第27号、議案第29号及び議案第30号並びに議案第32号から議案第39号までの合計13議案は、総務産業常任委員会に、議案第14号、議案第15号、議案第21号、議案第24号から議案第26号及び議案第28号並びに議案第31号の合計8議案は、文教厚生常任委員会に、また議案第1号から議案第6号までの6議案は、補正予算特別委員会に、それぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、27議案につきましては、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会並びに補正予算特別委員会に付託することに決定いたします。

◎議案第7号～議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号の一括上程、説明、質疑

○議長(田中 修) 会議規則第37条により、日程第32から日程第43まで、議案第7号から議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号及び議案第22号並びに議案第23号までの12議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第7号から議案第12号まで、議案第16号から議案第17号まで、議案第19号から議案第20号並びに議案第22号から議案第23号

までの12議案につきましてご説明申し上げます。

議案第7号、平成27年度宇治田原町一般会計予算につきましては、国の交付金や起債をはじめ、財政調整基金を積極的に活用し、成長基盤を築く道路交通網の整備促進、まちの特色を活かした産業・観光振興、くらしの安心・安全の確保、未来を担う子どもたちの健全育成、幸せを実感できる健康・福祉サービスの充実、未来の希望を拓くまちづくりの推進の重点施策を牽引、推進する事業に対して、積極かつ重点的に予算配分を行い、前年対比3.2%増、金額にして1億3,400万円増の予算総額42億8,200万円の新年度予算を編成したところでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算」ですが、歳入につきましては、平成27年度地方財政計画に見込まれている数値や前年度の収入見込み額等をもとに、適正な歳入見積額の算定に努め、収支の均衡を図り予算を計上しております。

町税は、前年度収入見込み額や今後の景気動向、固定資産評価替え等を考慮し、0.4%減の15億1,852万円を計上しております。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税を合わせたものであり、前年度収入見込み額及び地方財政計画をもとに算定し、全体で3.1%減の4,080万円を計上しております。

地方消費税交付金などの各種交付金は、前年度収入見込み額及び地方財政計画をもとに算定し、合計で32.3%増の2億3,640万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画において、総額で0.8%の減額が示されているところでありますが、普通交付税を算定する上での基準財政需要額の増を考慮し、普通交付税は3.9%増の8億円で計上するとともに、特別交付税を前年度同額の1億2,000万円を見込み、地方交付税全体としては3.4%増の9億2,000万円を計上しております。

分担金及び負担金は、多子家庭応援保育料軽減施策の実施による負担金の減などにより、18.4%減の4,033万1,000円を計上しております。

使用料及び手数料は、道路占用料や戸籍手数料、町営住宅や住民体育館等の施設使用料などであり、前年度収入見込み額等をもとに算定し、7.5%減の4,518万1,000円を計上しております。

国庫支出金は、防災・安全交付金の増加などにより、27.3%増の4億3,420万円を計上しております。

府支出金では、平成25年発生 of 台風第18号災害に係る農林水産施設災害復旧費補

助金等の減により、27.4%減の2億7,960万8,000円を計上しております。

財産収入は、各種基金の運用利子などであり、前年度収入見込み額等をもとに算定し、0.4%増の854万3,000円を計上しております。

寄附金は、公共施設整備寄附金などであり、前年度同額の100万2,000円を計上しております。

繰入金は、歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金2億円を計上するとともに、事業の特定財源として、地域づくり振興基金繰入金3,520万円、公共施設整備基金繰入金3,710万円、地域福祉振興基金繰入金717万円等を計上し、繰入金全体では2.0%増の2億8,176万4,000円を計上しております。

繰越金は、決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越すものとして、1,000万円を計上しております。

諸収入は、前年度収入見込み額等をもとに算定し、11.0%増の4,035万1,000円を計上しております。

町債は、地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債を7.5%減の2億2,700万円を計上しております。

また、道路橋りょう改良舗装事業債などの建設事業債は、79.5%増の1億9,830万円を計上し、町債全体では19.5%増の4億2,530万円を計上しております。

次に歳出ですが、議会費では、議員報酬や議会の活動に要する経費として9,389万1,000円を計上しております。

総務費では、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費の6項目で、5億5,249万7,000円を計上しております。

総務管理費では、4億3,668万円を計上しております。

経費の内容といたしましては、住民の安心安全に資するため、旧田原交番跡地に整備している地域みまもりステーションに係る外構工事費を計上するとともに、人権政策や男女共同参画の推進、国際交流事業や平和推進啓発事業、職員研修やIT化の推進、社会保障・税番号制度導入に要する経費などを計上しております。

また、将来を展望した施設のあり方やまちづくりも踏まえつつ、建設に係る基本計画を策定するための新庁舎建設計画事業費をはじめ、公共施設等を総合的に管理していくための公共施設等マネジメント推進事業費や庁舎維持管理費などを計上しております。

さらに、町施策の基本となる計画を策定するため、第5次まちづくり総合計画策定事

業費をはじめ、奥山田考房・里づくり事業費、旧奥山田小学校跡を活用した奥山田ふれあい交流館の管理運営に要する経費を計上しております。

また、安心・安全なまちづくりを推進するため、防災対策に関する法改正等に伴う地域防災計画及び防災マップの改定を行う地域防災対策事業費をはじめ、自主防災組織へ防災資機材を配布するとともに、地区ごとにニーズの異なる防災資機材の自主的な整備に対する助成経費などを計上しております。

そのほか、コミュニティバス運行支援事業費、住民協働の核となる区・自治会の活動を支援する経費や集会所等整備事業補助金などを計上しております。

徴税费では、京都地方税機構負担金や固定資産評価整備事業費など6,353万1,000円を計上しております。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システムや住民基本台帳ネットワークシステムの運営経費など4,342万8,000円を計上しております。

選挙費では、選挙管理委員会の運営経費をはじめ、本年4月の京都府議会議員選挙に要する経費など、469万9,000円を計上しております。

統計調査費では、各種指定統計調査費として、5年に一度実施されます国勢調査や農林業センサス、経済センサス統計調査などに要する経費381万8,000円を計上しております。

監査委員費では、町の財務執行や出納管理などの監査に要する経費として、34万1,000円を計上しております。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費の2項目で12億5,448万8,000円を計上しております。

社会福祉費では、8億5,370万6,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、障がい者福祉に係る計画の評価、点検を行う経費をはじめ、介護職員初任者研修に係る費用を助成するホームヘルパー養成事業に要する経費を新たに計上しております。また、高齢者福祉の充実を図るため、配食や移送サービスの提供など高齢者の日常生活を支援する事業をはじめ、高齢者の交流の場づくりに対する助成支援、敬老会の開催や敬老祝い金の支給に要する経費などを計上し、本町独自の高齢者施策を実施いたします。また、出生から中学校修了まで医療費助成を行う子育て支援医療費支給事業を継続するとともに、障がい者施設への運営支援、福祉バス運行事業、福祉応援金支給事業、くらしの資金貸付事業など、本町独自に展開する福祉施策に要する経費を計上し、さらなる福祉の充実を図ります。そのほか、国民健康保険特別会

計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金をはじめ、障がい者自立支援給付等事業費や老人医療費支給事業費、後期高齢者医療事業費など、制度上必要な経費のほか、老人福祉センターの運営経費などを計上しております。

児童福祉費では、4億78万2,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた利用者支援などの経費をはじめ、パパの子育て応援事業、また、子育てしやすい環境を守るとともに、子どもたちが地域で安心して遊ぶことができるよう児童遊園の適正な管理、整備を行う経費などを新たに計上しております。また、地域ぐるみの子育て支援を推進するため、ファミリー・サポート事業をはじめ、地域子育て支援センター事業や子育て短期支援事業、家庭支援カウンセリング事業などに要する経費を計上しております。そのほか、児童手当支給事業費、子育て世帯臨時特例給付金など、制度上必要な経費を計上しております。

衛生費では、保健衛生費、清掃費の2項目で3億5,123万9,000円を計上しております。

保健衛生費では、1億4,761万3,000円を計上しております。

保健衛生関係経費の内容といたしましては、健康長寿のまちづくりを推進するため、27年度に中間評価、見直し期間を迎える健やかうじたわら21プランの改定事業費を計上するとともに、健康づくり応援「買い物ポイント」事業など、本町独自事業に要する経費をはじめ、母子保健事業や健康増進事業、妊婦健康診査への助成支援など、住民の健康増進を図る経費を計上しております。また、重大疾病の早期発見・治療を図るため、節目のがん検診推進事業をはじめ、高齢者人間ドック事業、各種がん検診事業など、各種検診事業に要する経費を計上しております。各種がん検診については、乳がん検診や子宮がん検診の拡充も図ります。

そのほか、水道事業会計負担金などを計上しております。

環境衛生関係経費の内容といたしましては、薪・木質ペレットストーブ設置補助金や小型家電リサイクル推進事業に要する経費などを計上しております。また、持続可能な社会の実現に向けた取り組みとして、住民の自主的な環境活動を促進する経費を計上するとともに、環境への意識向上を図るため、生ごみ処理機や雨水貯留設備の購入に対して補助を行います。そのほか、生活環境の保全を図るため、環境保全調査事業や不法投棄対策事業、合併処理浄化槽設置整備事業などに要する経費を計上しております。

清掃費では、不燃物収集事業費や資源化物収集事業費、ごみ処理に要する城南衛生管

理組合への負担金など、2億362万6,000円を計上しております。

労働費では、雇用対策として、林業従事者の雇用を確保するため、町有林を適切に管理する事業経費として、1,468万8,000円を計上しております。

農林水産業費では、農業費、林業費、水産業費の3項目で、1億2,094万3,000円を計上しております。

農業費では、8,460万8,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、農林業の振興を図るため、農業共同施設の設置や農機具の共同化・近代化に対する農林業振興事業費補助金をはじめ、高品質な玉露・てん茶の生産に必要な被覆棚整備や荒廃茶園の改植に対する補助事業に要する経費や、出品茶対策に要する経費などを計上しております。そのほか、耕作放棄地の拡大防止を図るため、急傾斜地にある田畑への直接支払交付金や町単費による転作助成経費を計上するとともに、農業の担い手対策や戸別所得補償制度に要する経費などを計上しております。

また、茶園造成後約50年が経過し、茶樹の老齢化と急傾斜地形で作業効率が悪化している湯屋谷地区の大福集団茶園を再造成することにより、生産性の向上を図り、更なる宇治茶の生産振興を目指すため、再造成に要する経費を計上するとともに、農業の生産性を高めるため、町単費土地改良事業補助金に要する経費などを計上しております。

林業費では、3,618万5,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、健全な森林環境の保全を図るため、間伐及び間伐材の搬出、森林作業道の整備など造林整備に対する各種補助金をはじめ、企業との協働によるモデルフォレスト事業や林道補修に要する経費を計上するとともに、この間の豪雨災害、台風災害を踏まえ、林地内の伐倒木等の流出による人家等への被害を防止するための補助金として林地内危険木防災対策事業費を計上しております。また、猟友会や地域住民、関係機関との連携・協力のもとで取り組む有害鳥獣の駆除や被害防止に要する経費のほか、野猿等による被害調査、追い払い経費などを計上しております。

水産業費では、漁業組合助成金15万円を計上しております。

商工費では、4,474万1,000円を計上しております。

商工関係経費の内容といたしましては、企業の立地を促進し、本町経済の活性化と就業機会の拡大を図るための企業立地促進助成金をはじめ、企業の負担を軽減し経営の安定化を図るため、信用保証料や融資利子に対する助成支援や経営指導を実施する商工会への助成に要する経費を計上しております。

観光関係経費の内容といたしましては、26年度に引き続き、町の豊かな自然や文化、

歴史などの既存の資源はもとより、外から見た地域の新たな観光資源を把握認識し、今後の本町の取り組むべき観光に対するビジョンを明確にする観光振興計画を策定するための経費を計上するとともに、本町随一のレクリエーション施設であります末山・くつわ池自然公園内の道路を整備する経費を計上しております。

土木費では、土木管理費、道路橋りょう費、河川費、住宅費、都市計画費の5項目で7億69万6,000円を計上しております。

土木管理費では、職員人件費など一般管理経費3,916万2,000円を計上しております。

道路橋りょう費では、3億6,276万6,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、宇治田原山手線整備促進住民会議の活動経費を助成する予算を計上するとともに、宇治田原山手線の用地買収等に要する経費をはじめ、住民生活の利便性・安全性・快適性を確保するため、町道の計画的な整備など、住民生活に密着した生活道路の整備改良に要する経費を計上しております。そのほか、交通安全対策として、安全灯の整備、また、交差点や見通しの悪いカーブに設置しているカーブミラーの曇りどめと凍結防止機能を備えた防曇型カーブミラーに更新する経費を計上するとともに、朝夕の交通量が著しく増大している町道路線における交通安全対策に要する経費や、児童生徒の通学時における交通安全指導員の配置経費などを計上しております。

河川費では、この間の豪雨災害、台風災害を踏まえ、災害に強いまちづくりを推進するため、町管理河川の拡幅や護岸改修などに要する経費など5,435万円を計上しております。

住宅費では、町営住宅の管理のための経費117万9,000円を計上しております。

都市計画費では、建築物耐震改修促進計画改定事業費、木造住宅の耐震診断及び改修助成費を計上するとともに、新名神高速道路建設促進対策費や都市公園の維持管理費、公共下水道事業特別会計繰出金など、合わせて2億4,323万9,000円を計上しております。

消防費では、2億4,523万円を計上しております。

経費の内容といたしましては、京田辺市消防本部に消防事務を委託する経費を計上するとともに、宇治田原分署に配備している消防自動車、救急自動車の維持管理経費を計上するほか、分署施設の維持管理費などを計上しております。また、消防団活動に要する経費をはじめ、消防団に多機能型消防車両を配備する経費を計上するとともに、消防団車両や消防設備等の維持管理費のほか、消防団支援隊活動事業費などを計上しており

ます。

教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の5項目で5億368万3,000円を計上しております。

教育総務費では、1億466万7,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、小中一貫教育を推進するため、臨時教員の配置や小中学校・保護者・地域住民等で構成する推進協議会の運営経費を計上しております。また、学校の教育力向上支援のため、教育課程の編成等に当たる専門教員の配置を継続するほか、児童生徒の英語力を高めるため、英語指導助手を2名配置する経費を計上しております。そのほか、鉄軌道のない本町の地理的条件を踏まえ、本町独自施策として実施している高校生通学費補助金制度を拡充するとともに、奨学金に要する経費を計上し、高校就学支援の充実を図ります。

小学校費では、8,711万1,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、日本緑茶発祥の地宇治田原町の子どもたちが、昔のくらしや現在の様子、これからの宇治田原町を創造する学習に活用するための社会科副読本「わたしたちの宇治田原町」を作成する経費をはじめ、小学校における教育環境の改善と安全性を確保するため、経年劣化等が見られる学校施設の改修費用を計上するとともに、教育環境の維持・確保を図るため、パソコン等の情報ネットワーク機器をはじめとする学校施設の維持管理に要する経費などを計上しております。また、発達障がいのある児童生徒の教育支援を行うため、本町独自施策として、特別支援補助教員を各小学校に1名（計2名）配置する経費を計上するとともに、児童の学力充実・向上を図るため、町独自の補助教員（各校1名）の配置や学力診断テストの実施に要する経費などを計上するとともに、宇治田原に誇りと愛着心を持つ児童生徒の育成を図るため、町独自事業として実施するお茶に関する学習授業に要する経費を計上しております。さらに、児童の読書活動の普及や国語力の向上を図るため、学校図書室の蔵書整備や図書館司書の配置に要する経費を計上するとともに、理科・算数教育の充実を図る教材備品の購入経費などを計上しております。そのほか、就学援助・奨励事業費やスクールバス運行費などを計上しております。

中学校費では、4,881万3,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、英語力の向上を図るため、英語検定を一つの目標として学習意欲の向上を図ることとし、受検費用を助成する経費をはじめ、中学校における教育環境の改善と安全性を確保するため、経年劣化等が見られる学校施設の改修費用を

計上しております。また、小学校と同様、学力の充実・向上を図るための経費をはじめ、お茶に関する学習授業の実施や理科・数学教材の購入に要する経費、学校図書室の運営経費を計上するほか、就学援助・奨励事業費やスクールバス運行費、通学ヘルメット支給に要する経費を計上しております。さらに、スポーツ部活動における環境の向上及び部活動の充実を図るため、スポーツ部活動に必要な備品を整備する経費を計上しております。

社会教育費では、1億4,233万3,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、生涯学習のきっかけづくりにつなげるとともに学習活動の意欲向上を図るため、生涯学習情報紙を発行する経費をはじめ、郷土愛を育み地域を再認識する文化活動として、宇治田原ふるさと文化賞実施事業費や生涯学習推進事業費、文化協会助成金などを計上しております。文化財保護の取り組みとしては、文化財の管理保全経費や田原祭保存継承助成金などを計上しております。町立図書館の取り組みとして、読書環境の充実を図るため、計画的な図書購入に要する経費を計上するとともに、住民の読書活動を推進するため、小学校図書室への図書資料の貸し出しや読み聞かせボランティアの養成に要する経費などを計上しております。そのほか、地域の子育て機能・教育力を生かす取り組みとして、放課後子ども教室推進事業を実施するとともに、放課後児童健全育成事業については、子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて、対象児童を拡充いたします。また、学社連携事業等に取り組む子ども会に対する助成支援に要する経費などを計上するほか、ことぶき大学の開催経費や成人式開催費、まるやま交流館の維持管理に要する経費などを計上しております。

保健体育費では、1億2,075万9,000円を計上しております。

経費の内容といたしましては、スポーツの普及・振興を図るため、体育協会活動に対する助成支援をはじめ、スポーツ推進委員会が実施する事業に要する経費を計上しております。また、住民体育館やトレーニングセンター、住民プールをはじめ、住民グラウンドや奥山田グラウンドふれあい広場の運営管理費などを計上しております。そのほか、学校給食関係の取り組みとして、子どもの食育を推進するため、特産品であるお茶を使った献立による給食試食会の開催や保護者参観日での給食提供などに要する経費をはじめ、本町における行事や記念となるべき日を「うじたわらの日」として、宇治田原産または町内業者から仕入れた京都府産の食材を使用した学校給食を提供する経費を計上するほか、学校給食の運営に要する経費を計上しております。

災害復旧費では、万一の災害に備えた復旧事業の経費として、農林水産施設災害復旧

費、公共土木施設災害復旧費の2項目で、1,399万8,000円を計上しております。

公債費では、平成26年度末長期債現在高見込み41億6,706万円に対する元利償還金及び一時借入金利子として、3億8,390万6,000円を計上しております。

次に、「第2表 債務負担行為」につきましては、障がい者地域生活移行支援事業所運営支援事業の平成46年度までの債務負担の限度額を定めるものでございます。

次に、「第3表 地方債」につきましては、道路橋りょう改良舗装事業債をはじめ、災害復旧事業債や臨時財政対策債について、起債の限度額まで定めるものでございます。

続きまして、議案第8号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ12億7,307万1,000円で、前年対比16.2%の増額となっております。

歳入では、国民健康保険税2億5,185万9,000円、国庫支出金2億1,802万2,000円、療養給付費等交付金4,795万1,000円、前期高齢者交付金2億9,552万6,000円、府支出金7,404万7,000円、共同事業交付金2億7,505万円4,000円、繰入金1億917万2,000円などを計上しております。

歳出では、保険給付費7億3,940万2,000円、後期高齢者支援金1億4,458万3,000円、介護納付金5,815万7,000円、共同事業拠出金2億6,642万4,000円、保健事業費2,121万8,000円などを計上しております。

続きまして、議案第9号、平成27年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ9,156万7,000円で前年対比3.4%の増額となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料6,368万6,000円、繰入金2,539万3,000円などを計上しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金8,576万4,000円などを計上しております。

続きまして、議案第10号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ8億3,602万5,000円で、前年対比15.4%の増額となっております。

まず、保険事業勘定ですが、歳入では、保険料1億6,336万5,000円、国庫支出金1億7,022万9,000円、支払基金交付金2億1,632万円、府支出金

1億2,251万7,000円、繰入金1億5,912万1,000円などを計上しており、歳出では、保険給付費7億6,520万8,000円、地域支援事業費3,979万4,000円などを計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、歳入では、サービス収入として予防給付費収入417万5,000円、歳出では、事業費として居宅介護支援事業費417万5,000円などを計上しております。

続きまして、議案第11号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ8億6,781万6,000円、前年対比は22.4%の増額となっております。

まず、「第1表 歳入歳出予算」ですが、歳入では、分担金及び負担金980万円、使用料及び手数料6,570万2,000円、国庫支出金2億4,655万5,000円、繰入金2億1,829万円、諸収入1,616万9,000円、町債3億1,070万円などを計上しております。

歳出では、総務費1億2,463万3,000円、公共下水道事業費5億2,046万2,000円、浄化槽整備推進事業費532万3,000円、公債費2億1,689万8,000円などを計上しております。

次に、「第2表 債務負担行為」につきましては、下水道計画変更設計に係る委託事業費540万円の債務負担行為を平成28年度までで設定するものでございます。

次に、「第3表 地方債」につきましては、公共下水道事業債などにおいて、起債限度額などを定めるものでございます。

続きまして、議案第12号、平成27年度宇治田原町水道事業会計予算につきましては、支出予算総額は、5億7,135万3,000円で、前年対比12.7%の増額となっております。

まず、収益的収入及び支出の予算額につきましては、水道事業収益3億597万円、水道事業費用2億9,385万4,000円を計上しております。

水道事業収益では、営業収益の給水収益1億9,897万円、営業外収益の受取利息74万2,000円などを計上しており、水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費6,667万5,000円、減価償却費1億3,970万6,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費1,456万4,000円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、資本的収入3,879万1,000円、資本的支出2億7,749万9,000円を計上しております。

資本的収入では、分担金802万円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の配水設備改良費2,955万円、拡張事業費1億4,910万円、企業債償還金6,946万2,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億3,870万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

続きまして、議案第16号、府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定するにつきましては、大福集団茶園を府営土地改良事業で再造成するに当たり、土地改良法第91条第3項の規定に基づく分担金を町が受益者から徴収することとなるため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第17号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、教育委員会委員長が廃止され、教育長の身分が特別職となるなど、関係条例の整備等が必要なため、所要の改正及び廃止を行うものでございます。

関係条例につきましては、宇治田原町議会委員会条例、宇治田原町職員定数条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職報酬等審議会条例及び特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正し、宇治田原町教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止しようとするものでございます。

経過措置として、施行日（平成27年4月1日）において、在任中の教育長の任期に限り、なお従前の例により在職するものとし、その効力を有するものとするものでございます。

続きまして、議案第19号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成27年2月12日の特別職報酬等審議会の答申を受け、町議会の議員の報酬額について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、議長の報酬月額を現行の30万5,000円から36万5,000円に、副議長の報酬月額を23万円から27万5,000円に、常任委員長の報酬月額を20万5,000円から25万円に、議員の報酬月額を20万円から24万円にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、議案第20号、宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、

消防団員の処遇改善を図ることを目的に、団員報酬等の引き上げを行うものでございます。

改正内容は、団長の報酬額を現行の16万3,000円から16万9,500円に、副団長の報酬額を12万2,000円から12万8,500円に、分団長の報酬額を10万1,000円から10万7,500円に、副分団長の報酬額を8万1,000円から8万7,500円に、部長の報酬額を6万5,000円から7万1,500円に、班長の報酬額を3万3,000円から3万9,500円に、団員の報酬額を2万1,000円から2万8,000円にそれぞれ改めるもので、あわせて出動手当についても所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第22号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、保育料を利用者負担額として徴収するための改正をはじめ、延長保育料及び一時保育利用料等について規定するものでございます。

続きまして、議案第23号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、3年に一度見直しを行う介護保険事業計画の策定により、所得に応じた保険料段階の設定や保険料の見直しを行い、介護保険法の改正により拡充される地域支援事業の一部の実施時期について規定するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第7号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第7号に対する質疑を終わります。

議案第8号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第8号に対する質疑を終わります。

議案第9号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第9号に対する質疑を終わります。

議案第10号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第10号に対する質疑を終わります。

議案第11号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第11号に対する質疑を終わります。

議案第12号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第12号に対する質疑を終わります。

議案第16号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第16号に対する質疑を終わります。

議案第17号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第17号に対する質疑を終わります。

議案第19号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第19号に対する質疑を終わります。

議案第20号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第20号に対する質疑を終わります。

議案第22号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第22号に対する質疑を終わります。

議案第23号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第23号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております12議案につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号及び議案第22号並びに議案第23号までの12議案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

◎予算特別委員会の設置について

○議長(田中 修) 日程第44、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議員12名を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、議員12名を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

直ちに予算特別委員会を開催いたしますので、委員会室に直ちにご参集をお願いいたします。

休 憩 午後 0時13分

再 開 午後 0時25分

○議長(田中 修) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に予算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を発表いたします。

予算特別委員会委員長に谷口重和君、副委員長に奥村房雄君と決定されましたので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

今回は3月9日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれ所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 0時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 内 田 文 夫

署 名 議 員 上 林 昌 三